

アスリート委員会規程

(総 則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」という。）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める。
- 2 委員会は、当連盟定款第13条3項に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

- 第2条 委員会は、パラ陸上競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにパラ陸上競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。
- (1) アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
 - (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
 - (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
 - (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
 - (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
 - (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
 - (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
 - (8) パラ陸上競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
 - (9) 連盟主催事業に協力しパラ陸上競技の普及発展に寄与すること
 - (10) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
 - (11) その他選手に関すること

(構 成)

- 第4条 役員会の構成は、次のとおりとする。

委員	7名以上15名以下
うち 委員長	1名
副委員長	1名～2名

(半数以上は国際レベルの競技会に出場した者・外部有識者1～2名)

満遍なく意見を取り入れるため、男女比の偏りがないよう努力する。

- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 3 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員が互選し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の資格)

- 第5条 現役アスリートは、当連盟の登録競技者のうち、国際レベルの競技会に出場した選手に限らず、登録年数6年以上の選手。
また国際レベルの競技会は以下の大会とする
- ・パラリンピック
 - ・世界パラ陸上競技選手権大会
 - ・Virtus 関連大会 (知的)
- 2 アスリート経験者は、連盟の登録競技者で当連盟主催競技会および国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。
国際レベルの競技会
 - ・パラリンピック
 - ・世界パラ陸上競技選手権大会
 - ・Virtus 関連大会 (知的)
 - 3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員の選任)

- 第6条 委員は自薦と他薦による候補者の中から選任される。現アスリート委員で次期アスリート委員を候補者の中から決定する。
- 2 アスリート委員に自薦する者は、選考委員会に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で選考委員会に対して書面で推薦する。
 - 3 次期アスリート委員選任後、速やかに理事会に報告する。

(任期)

- 第7条 委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第8条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
 - 3 会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 4 委員長は、議事の必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(議長)

第9条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第11条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当連盟で定める旅費規程による。

(事務局)

第12条 委員会の事務は、事務局が行う。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2019年4月1日から施行する。
3. この規定は、2022年2月15日から改正して施行する。
4. この規定は、2022年3月31日から改正して施行する。
5. この規定は、2024年3月30日から改正して施行する。